

第 3 回
呉市・下蒲刈町合併協議会
会 議 録

(平成14年5月23日)

呉市・下蒲刈町合併協議会

第3回呉市・下蒲刈町合併協議会会議録

と き 平成14年5月23日(木曜日)

ところ 下蒲刈町農村環境改善センター 研修室

出席委員

(呉市)

小笠原臣也
川崎初太郎
赤松俊彦
岩原 椋
荒川五郎
中田清和
石崎元成
岩城公順
吉井光廣
三戸光子

(下蒲刈町)

竹内弘之
杉原 裕
花浦照広
船田孝敏
船田信義
蔦村正勝
竹内美智三
宇都宮杉三
伊豆本悦子

出席顧問

加賀美和正

説明員

芝山公英
中本克州
佐々木 寛
柴村隆博
香川逸志

会議に付した事件

(協議事項)

- 協議第 7号 農業委員会の取扱いについて(継続協議案件)
- 協議第 19号 福祉制度の取扱いについて
- 協議第 20号 国民健康保険事業の取扱いについて
- 協議第 21号 介護保険事業の取扱いについて
- 協議第 22号 保健・医療制度の取扱いについて
- 協議第 23号 環境事業の取扱いについて
- 協議第 18号 新市建設計画について(継続協議案件)

午後1時30分 開 会

中本事務局参事 定刻になりましたので、始めさせていただきます。

皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席賜りまことにありがとうございます。心からお礼を申し上げます。

開会に当たりまして、会長でございます小笠原市長よりごあいさつをいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

小笠原会長 皆様方におかれましては、お忙しい中を本協議会に御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

本日は、会場を呉市から下蒲刈町の方に移しまして、第3回目の協議会開催となったわけでございます。引き続きまして、皆様方と一緒に新たなまちづくりに向けて誠心誠意取り組んでまいり所存でございます。

さて、前回の協議会では、合併協定項目の中で、合併の方式でありますとか、あるいは合併の時期でありますとか、そういった基本的な項目及び新市建設計画の素案等につきまして、皆様に協議申し上げたわけでございます。

本日は、前回からの継続協議事項を含めまして、各行政制度の取扱いといった、より具体的な協議内容について検討していただくことになっております。したがって、協議項目が大変多くなっておりますけれども、一つ一つの項目が住民の皆様にとってより身近なサービスにつながる項目でありますので、慎重に御協議をいただきますようお願い申し上げます。

なお、本協議会終了後、下蒲刈町内の主要な施設を見学させていただく予定となっております。町長さんはじめ町の職員の方々、いろいろ会場の設営あるいは視察等についてお手数をおかけしたわけでございますが、この場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。皆様方もお時間の許す限り御参加いただいて、よく今後の参考にしていただくようお願い申し上げます。

簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。

中本事務局参事 ありがとうございました。

今回、初めて下蒲刈町で開催ということでございます。

それでは、下蒲刈町を代表いたしまして竹内町長にごあいさつをいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

竹内副会長 本日、第3回法定協議会が本町でとり行われるに当たり、委員の皆様方には大変お忙しい中、下蒲刈町においでくださり、まことにありがとうございました。

本協議会におきましては、合併施策について協議をいただくわけですが、この協議会終了後、本町の施設を御視察いただくような予定を組んでおります。どうぞこの町の様子を肌で感じていただいて、そしてお互いの理解と信頼が生まれることを願っておる次第でございます。どうぞよろしく願いいたします。

では、甚だ簡単ですがごあいさつとかえさせていただきます。

中本事務局参事 ありがとうございます。

ここで事務局から報告がございます。

5月20日付で新谷事務局長が総務部へ異動しました。後任に芝山事務局長が5月21日付で着任しました。報告させていただきます。

それでは、芝山事務局長、自己紹介をお願いします。

芝山事務局長 失礼します。紹介いただきましたように、5月21日付をもちまして広域行政推進室長を命じられました芝山と申します。どうぞよろしく願いいたします。

中本事務局参事 それでは、これからの議事の進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

小笠原会長 それでは、ただいまから第3回呉市・下蒲刈町合併協議会を開会いたします。

本日の会議録署名者として荒川五郎委員と船田孝敏委員を指名いたします。よろしく願い申し上げます。

本日の議事に入ります。

まず、前回からの継続協議案件であります協議第7号農業委員会の取扱いについてを議題といたします。

事務局から本件の説明を願います。

佐々木事務局次長 それでは、事務局から報告させていただきます。

第3回の合併協議会協議事項の中で、1枚はぐっていただきまして、1ページ目でございますけども、基本的な項目に関する協議事項ということで、5番目、農業委員会の取扱いについてでございますが、前回の第2回で諮らせていただきましたけども、下蒲刈町農業委員のうち、選挙で選ばれた10人がどのような形で4人になるのかということが十分説明できなかったものですから、継続協議となったものでございます。

今回、調べましたところ、参考のところに書いてありますように、合併特例法第8条第1項に、「編入された町にあっては、選挙による委員のうち、市町で定めた数の者に限り、合併市の農業委員会委員の残任期間在任することができる」と規定されておりまして、また合併の際、「選挙による委員の数が市町で定めた数を超え

るときは、町の選挙による委員の互選、すなわち選挙委員全員での互選ということによりまして、在任する者を決定していく」ということも規定されております。これに基づきまして、今回の農業委員会の委員さんの取扱いにつきましては、右の方に調整の方法を方針ということで書かせていただいておりますけども、基本的に町の農業委員会は呉市の農業委員会に統合していくということでございまして、それと合併特例法の規定によりまして、町の農業委員会の選挙による委員は、両市町の長が別に協議して定めた数、4人の者に限り呉市の農業委員会の委員の残任期間にあわせ、引き続き在任するというところでございます。

それで、町の選挙による委員の数が両市町の協議で決めました数を超える場合、4人以上、現在10人おられますので、4人を超える場合は、町において選挙による互選により、在任する者を定めていただきたいということでございます。

それで、来年15年4月に合併ということになりますと、そのときにそれまでに町において、町の農業委員会の選挙による委員さんの互選、すなわち指名推選とか投票による選挙によりまして、4名の方を選んでいただきたいということでございます。

それで、呉市・下蒲刈町で協議して定めた数というのはどのように決めるかということでございますけども、そこに書いてありますように、市町の農業委員会で選挙人名簿登載数によりまして調整按分させていただきまして決めさせていただきたいということでございます。

以上で調整の方針を述べさせていただきます。その方針で協議していただければと思っております。

小笠原会長 ただいまの農業委員会の取扱いについての説明につきまして、御質疑なり御意見があればお願いいたします。

どうぞ。

竹内副会長 これは去る5月14日、農業委員会を開かせていただいて、10名の方から選挙で4人選挙するというところで決まりました。

小笠原会長 ああ、そうですか。もう事実上そういう方式をとっていただくということは町長の方から御説明いただいたわけで、ありがとうございました。

この件については、ただいまの説明、御了承いただけますでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 それでは、本件につきましては委員の皆様の御承認をいただけたものとして決定させていただきます。

続きまして、協議第19号福祉制度の取扱いについてを議題といたします。

事務局から本件の説明を願います。

佐々木事務局次長 では、2ページ目を開いていただきまして、今回からは行政制度に関する調整ということでございまして、呉市・下蒲刈町との行政制度の調整に際しまして、合併に伴いまして両市町の住民生活に支障を来さないよう事前に各

分野において調整を図っていこうということでございます。

制度の調整に当たりましては、原則として呉市の制度に統一していただければと考えておりますけれども、細かい点につきましては、この(1)、(2)、(3)に書いてありますように、1番目としまして、呉市の制度に該当する下蒲刈町の制度がない場合は、呉市の制度をそのまま適用していきたいと考えております。

2番目としまして、呉市・下蒲刈町、両方にほぼ同じような水準の制度がある場合は、呉市の制度に準拠して、いろいろ調整を図る中で、できるだけ統一が図れるよう調整をしていきたいと。

それと、3番目としましては、下蒲刈町に制度がありますけれども、呉市に制度がない場合は、やはり合併に伴い住民のサービスが低下を招かないよう、個別に協議いたしまして、段階的あるいは経過的な措置を含めて検討していくということでございます。

こういう3つの方針に基づきまして、各ジャンル別に今後協議をしていきたいということでございます。

それで、第1番目としまして、協議事項第19号の福祉制度の取扱いということでございます。

福祉制度につきましては、呉市では福祉事務所を設置しておりまして、福祉に関するほとんどの事務を行っております。下蒲刈町におきましては、基本的に県の事務となっております。しかし、実際の事務の内容につきましては、町の住民課、保健福祉課が窓口になりまして、県の福祉事務所等と連携しながら事務を行っております。具体的な福祉施策につきましては、国、県の基準に基づき実施しておりますけれども、またそれに上乘せをして、市あるいは町単独で独自に制度を設けて実施されている場合がございます。

主な内容につきましては、具体的な福祉制度の中身につきましては、児童福祉、母子・父子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活保護・低所得者福祉、その他の福祉ということで、2ページ、3ページ目に書かさせていただいております。

それで、今後福祉制度においてはどのような調整をしていくかということでございますけれども、合併後につきましては、呉市の福祉事務所を中心に県の福祉事務所と連携しながら、今後福祉施策をしていくことになろうかと考えております。

それで、あと細かい項目につきましては、別冊の調整調書によりまして説明を特にさせていただきましても、基本的な調整の方針としましては、右に調整方針を書いておりますけれども、原則としまして呉市の制度を適用していきたいということでございます。

ただし、下蒲刈町が現在実施しております制度で住民サービスの向上につながるものにつきましては、合併までに調整して制度の統一を図っていきたいと考えているところでございます。

具体的には、別冊の調書により概要だけ説明させていただきたいと思っておりますので、別冊の行政制度調整調書というのをを出していただければと思っておりますけれども、その2ページ目を開いていただきたいと思っております。

小笠原会長 よろしく申し上げます。

佐々木事務局次長 はい。福祉制度につきましては、2ページから17ページまで広範囲にわたるわけでございますけども、まず最初に2ページは、児童福祉に関するものがございます。児童福祉に関しましては、保育所が設置されておりますけども、下蒲刈町におきましても公立の保育所、3施設がございます。呉市にも公私立合わせて39の保育所がございますけども、中身的には時間がちょっと呉市が30分長かったりというようなこともございます。今後、合併後は両方の施設がそれぞれ住民が広範囲に利用できて児童の入所が可能になっていくということでございます。

それで、そこにあります主な制度の相違点の中で、保育料に関しまして若干違いがございます。呉市と下蒲刈町につきましては、呉市が幾分高くなってというような状況でございます。しかし、この保育料につきましては前年度所得によりまして額は決定され、毎年状況が変わるわけですけども、基準額がこのようにちょっと違っているとということでございます。

ただ、保育料につきましては、継続協議ということとさせていただきますけれども、この件に関しましては、他の公共料金との調整あるいは均衡を図っていくということが必要でございますので、今後いろいろな公共料金、上水道もあります、下水道関係もございます。いろいろな料金の調整を制度全体の中で方針を決めながらしていきたいと考えておりますので、もう少し双方で協議していきたいということで、継続協議とさせていただきますところでございます。

あと児童福祉関係につきましては、一時保育、延長保育、乳児保育、障害児保育といろいろあります。あるいは放課後健全育成事業などがあります。ほとんど国の事業でございます、町の方においてはいろいろな状況で足りてないところでございますけども、合併後はこのような多様な保育、あるいは児童の健全な育成ができるということでございます。

1枚はぐっていただきまして、3ページ目でございますけども、中ほどに乳幼児等医療費補助というのがございます。これは単県の補助事業でございますけども、呉市も下蒲刈町もやっております。ただ、中身が、内容が呉市の方が広範囲ですので、対象要件といいますか、満5歳未満の乳幼児あるいは診療部門であれば4歳児から、今年からは小学校まで拡大するというようなことで制度の拡大を図っております。呉市の方が中身は充実しておりますので、合併に際しましてはこの制度を、右に書いてありますように呉市の制度に統一させていただきます、下蒲刈町においてもこの乳幼児の医療費補助を拡大していきたいと考えているところでございます。

小笠原会長 時間が長いから座って説明してください。

佐々木事務局次長 それでは、4ページ目をはぐっていただきまして、母子・寡婦・父子福祉の件でございますけども、これにつきましてはそれぞれ県事業等で呉市と同じように事業をやっておりますので、合併に際しましては統一させていただきたいと思っております。

ただ、呉市におきましては単市事業で、一番上に書いてありますように、母子相談員を置いております。呉の中央地区にあります健やか子育て支援センターに婦人相談員を置きまして、24時間の相談業務にに応じているところでございます。

それと、母子・父子家庭の中では、公共料金の減免のところは両市町、同じよう

な内容でやっておりますけども、真ん中の方の公営住宅等への入居というところでございますけども、これにつきましては、内容に若干の対象者の範囲が違っておりますけれども、これにつきましても呉市の方がちょっと幅が広がっておりますので、合併時につきましては呉市の制度に統一していきたいと考えているところでございます。

次の障害者福祉につきましては、範囲が広くございまして、身体障害者の場合、知的障害者あるいは視覚障害者、聴覚障害者、精神障害者へのいろんな福祉制度がございます。それと、社会参加への促進策もいろいろございますけども、基本的に町の場合は県の制度を利用しながら、県の福祉事務所等でやっておられます。呉市の場合は、呉の福祉事務所で県と連携を取りながらやっているのが現状でございます。主に違いというのは余りございません。市の方は相談業務とか手当、助成措置についても中身は類似しておりますので、これを合併後にそのまま下蒲刈町におきましても適用、あるいは制度の微調整を行いながら統一させていただければと考えているところでございます。

それと、6ページ目でございます。

そこに資金の貸付け、助成制度等があります。呉市の場合、障害者につきましては、公共料金の助成とか障害福祉タクシーの利用助成などを行っておりますので、合併後も町民におきましては、そういう制度の利用が可能になっていくということでございます。

それと、7ページ目を開いていただけますか。

あと在宅サービス、ホームヘルプサービスの在宅サービス、あといろんなサービスにつきましても、引き続き下蒲刈町民におきましてもそのまま制度を適用していきたい、利用ができるということになろうかと考えております。

続きまして、9ページ目をお願いしたいと思います。

障害者福祉の中で、中ほどの雇用促進のところには心身障害者就労促進事業補助というのがございます。これは県の補助事業でもって行うものでございますけども、下蒲刈町でもそういう制度をやっております。基本的には同じだと思っておりますけども、呉の場合につきましては、単市上乘せ事業ということで家賃、地代等の補助とか、事業所につきまして補助を行っているような状況でございます。同じような制度がございますけれども、合併までに調整しまして、呉市のそういう制度に統一していきたいと考えておるところでございます。

次に、10ページ目をお願いしたいと思います。

同じく障害者福祉の中で、公共料金等の減免というところでございます。公共施設の減免というところがあるかと思っておりますけども、これにつきましては両市町、同じような制度をやってますけども、いわゆる対象、内容が呉の場合は美術館とか入船山記念館等でございます。町におきましても美術館とか文化施設への入館料などを免除しておりますので、合併後は両方の施設が減免になるように、内容調整して制度を統一していきたいと考えているところでございます。

次に、1ページはぐっていただきまして、11ページでございます。

これは、今度は高齢者福祉というところでございます。中ほどに老人日常生活

用具給付等の事業がございます。これは国の事業でございますし、一部は県の事業もでございますけれども、お互い両方の制度をやっております。多少違っておりますけれども、同じような中身でございますので、合併まで中身を調整しまして制度を統一していきたいと考えているところでございます。

それと、下の方に手当・年金ということで敬老金がございます。両市町同じように敬老金を支給されておりますけれども、金額あるいは年齢、金額等は違いはございますけれども、これにつきましても同じような制度でございますので、呉市の制度に合併時に統一していきたいと考えているところでございます。

あと高齢者福祉につきましては、それぞれ相談業務、あるいは今ありました手当の状況がございます。

あと問題なのは在宅サービス、あるいは施設サービスのところをどのようにしていくかということでございまして、1ページはぐっていただきまして12ページでございます。

高齢者の在宅サービス、これは介護保険を除いたものでございますけれども、これにつきましても、同じように町におきましてもホームヘルプサービスをやっておられますので、制度を合わせていきたいと、その下のショートステイについても呉市の事業を適用していきたいと考えております。

下の方にデイサービス事業というのがございます。これにつきましても国の補助制度でございますけれども、呉市の場合は市内の13の施設、法人施設等に委託をしながら事業の展開をしております。しかし、町におきましては、社会福祉法人等のそういう施設や、あるいは民間事業者等の提供する団体もございませんので、町において直営でもってサービスを提供しているところです。本格的なデイサービス事業ではございませんが、ミニデイサービス事業として高齢者への在宅サービスを提供しておられます。今後は、合併に伴いましては福祉施設の整備を図る中で、本格的なデイサービスを展開できればと考えております。もっと具体的に言えば、直営というよりは民間事業者を導入しながら、御存じのようにコムスンとかニチイ学館等民間事業者、あるいは社会福祉協議会等での事業の展開によりまして、デイサービス事業の展開を図っていくことが出来ればというように考えておりますので、右に書いておりますように、合併までにそのあたりを調整させていただきまして、デイサービスが展開できるようなシステムをつくっていきたいと考えているところでございます。

1ページはぐっていただきまして、13ページでございます。

先ほどありました在宅介護支援センターの運営も、先ほどと同様に多様なサービスができるように、その運営方法について協議を行っていきますけれども、基本的に呉市でやっておりますので、合併までにいろいろ制度の調整をしまして統一を図ってきたいと考えております。

それから、下の社会参加の促進、老人クラブの助成という項目がございます。これにつきましては、右の方に継続協議ということになっておりますけれども、第2回で公共団体の取扱いとか補助金、助成の取扱い等というのがございましたが、基本的には合併に伴いまして団体の統合あるいは補助金の統一を図ってきたいという

考えではございますけども、合併と同時にすぐ移行できるかどうかという問題もあります。制度全般にかかわりまして、他のいろんな団体との調整がございますので、総合的にその方針を決めて統一を図っていききたい、もう少し協議をさせてほしいということで、継続協議にしております。基本的には呉市の老人クラブ連合会に入っただけのような形で協議を進めていききたいと考えているところでございます。

それと、下の高齢者等の公共交通機関の利用助成がございます。これは両市町同じような制度がございますので、合併時に呉市の制度に統一を図っていききたいと、そう考えているところでございます。

それから、1ページはぐっていただきまして14ページでございますが、中ほどに、今度は生活保護・低所得者福祉という欄がございます。これにつきましては、現在呉市の場合は1級地の2の手当の区分になっておりますけれども、下蒲刈町におきましては3級地の2になっております。合併に伴いまして、これは1級地の2に変更になりまして、補助の基準額は上がっていき、呉市並みになっていくということになっております。

それと、民生委員・児童委員は、合併に伴いましてどうなるかということでございますけれども、一応国からの委嘱ということになっておりますので、今度の改選期が平成16年11月ということですので、町の委員さん10人におきましては、そのまま委員としてお願いしたいということでございます。

ただし、報酬、報償費ですね、呉市は年2万4千円で、町におきましては3万3千円でございますけれども、これにつきましては市町それぞれ報酬はばらばらでございますけども、合併に伴いまして呉市の報償費、年2万4千円に合わせさせていただきたいと考えているところでございます。

次に、16ページにちょっと飛んでいただいて、その他の福祉ということでございます。町には社会福祉協議会があります、呉市も社会福祉協議会がありますけども、これは合併時に統合を図っていききたいということでございます。

それと、1ページめくっていただきまして17ページ、災害に遭われた場合、あるいは交通災害に遭われた場合、それに対する給付制度がございます。それはそのまま合併後も設置させていただくことにします。原爆者、被爆者の援護につきましても同様にさせていただくということでございまして、福祉制度につきましては多様に広範囲にわたっておりますけれども、以上のとおり細かい項目が個々あります。継続分もありますけども、基本的に先ほど調整方針で述べましたように、原則呉市の制度を適用あるいは制度に統一させていただければと考えているところでございます。

以上、概略ではございますけども、説明させていただきした。ありがとうございました。

小笠原会長 今の説明について、非常にたくさんの項目がありますが、御質問なり御意見ございませんか。

ただいまの説明の中で介護保険と国民健康保険をちょっと説明、これは後にするんですか、次の項目ですか。

佐々木事務局次長 はい、次の協議項目に。

小笠原会長 はい、わかりました。どうもどうも。

それじゃあ、今の説明につきまして何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

大体この福祉の制度については、国、県の補助事業が多うございまして、大体それに準拠してやっておるわけですけれども、先ほど説明がありましたように、特に問題なのは保育料、それから老人クラブの扱いだろうと思います。説明がありましたけど、今のところはほぼ調整が事務的にもつけられるんですけども、保育料はちょっと差がありますので、下蒲刈町の方が安いわけです。既に入園しとられる人もおられますから、そこの辺の調整をどうするかということがありますし、それから老人クラブの助成も、これは国の助成事業、老人クラブの単位当たり老人クラブにいくら補助するという基準があって、呉市は大体この基準どおりの補助しとるわけです。下蒲刈町の場合は、非常に手厚く助成しとられるんで、差がありますよね。そこのところをどういうふうに調整をしていくかというのがありますので、そこのところの調整は、きょうのところは今後またいろいろ話し合いをさせていただくということにして、それ以外のところについて御質問とか御意見がありましたらお願いしようかと思っております。

それでは、たくさんの項目がありますので、一応本件については皆様に御了承をいただいた形で進めさせていただきたいと思いますが、御承認いただいたものとしてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 ありがとうございます。

それでは、そのように決定をさせていただきます。

それから、協議第20号の国民健康保険事業の取扱いについてを議題といたします。事務局から本件の説明を願います。

佐々木事務局次長 協議事項の4ページ目をお願いしたいと思います。

国民健康保険事業の取扱いというところでございます。国民健康保険料、保険税につきましては、呉市は国民健康保険法に基づく保険料となっており、下蒲刈町におきましては地方税法による保険税となっており、賦課徴収をしているような状況でございます。

保険料の算定につきましては、下蒲刈町には資産割がありますけれども、呉市はございません。下蒲刈町につきまして、別紙調書にありますけれども、基本的に両市町で協議、幹事会等で協議する中で、原則として呉市の制度に統一させていただき、保険料として今後運営させていただきたいと考えているところでございます。

制度調書の16ページをお願いしたいと思います。

ここに国民保険に關しましての現在の概要あるいは保険の給付内容、保険事業等を入れさせていただいております。基本的に、今さっき言いました合併に伴いまして呉市の制度に統一させていただきたい、もちろん賦課の時期、納期などもちょっと違いますけれども、統一させていただきたい。

ただ、保険料につきましては、町の方が呉市に比べて若干低いわけでございますけれども、それぞれ所得の状況、資産の状況が違っておりますので、個々に当たってみなければわからないんですけれども、トータルとして町の方が少し安くなっていると把握しています。保険料につきましては、先ほどの公共料金との兼ね合いもございまして、調整制度全般につきましては、引き続き協議をしていきたいと考えているところでございます。基本的には呉市の制度に合わせて、今後国民健康保険事業の運営を図っていくということでございます。

以上で提案を終わらせていただきます。

小笠原会長 国民健康保険事業の取扱いについての説明について、御質問なり御意見があればお願いいたします。

今の説明なんです、呉市の制度に合わせてと資産割の賦課がなくなるわけでしょう。

佐々木事務局次長 はい。

小笠原会長 今、下蒲刈町の保険料は資産割に限ってますよね。

佐々木事務局次長 はい。

小笠原会長 それを今度は資産割が呉市の場合にはなしになるわけだから、所得割と均等割、平等割のところは確かに高いけれども、資産割をなくしてしまった場合、人にもよる、資産がある人となない人で違うけれども、ほとんど資産を持つとられるというふうに考えれば、下蒲刈町の保険料の方が安くなるんじゃないですか、資産割をやめると、トータルとしても。そういう試算はまだそこまでしてないですか。

香川事務局次長 一応保険料については試算をしております、一応下蒲刈町の方が多少高うございまして、国民保険料に限って言えば、呉市の方が……。

小笠原会長 安いというか。

香川事務局次長 安いということですね。

小笠原会長 資産割がなくなる、無い分だけね。

香川事務局次長 はい。

小笠原会長 そういう状況ですけれども、これについては統一をする方向にはさせていただきますんですけど、それから保険税となっておりますのを呉市の場合、保険料にしてますから、保険料に統一をしていただくということなんです、若干その制度の調整を今後の継続協議とさせていただきますということですので、御理解をいただきたいと思います。

それでは、御意見がないようございましてお諮りをいたしますが、国民健康保険事業の取扱いについては、御承認をいただけたものとして決定させていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 さっき言いましたように、料率のところは継続協議ということでございますので、よろしく申し上げます。

続きまして、協議第21号の介護保険事業の取扱いについてを議題といたします。

事務局から説明願います。

佐々木事務局次長 4 ページ目の協議事項第21号でございます。介護保険事業の取扱いということでございます。

現在はどうなっているかといいますと、介護保険につきましては、下蒲刈町の2次認定審査業務を呉市へ今委託しております。具体的な保険事業につきましては、呉市・下蒲刈町それぞれ単独で行ってるところでございます。特に保険料に関しましては、基本的な状況は呉市の場合は3,125円でございますけれども、下蒲刈町におきましては2,508円となっているところでございます。

それと、今後この介護保険事業につきましては、報酬の改定、あるいは料金の改定をするということになっておりますけれども、15年度以降につきましては、現在のサービスを利用者の意向を踏まえまして、新たに向こう3年間のサービスの需要を見込んで、新たに保険料を設定していくことになっております。

具体的に介護保険事業の中身につきましては、在宅サービス、訪問介護とか通所介護などあります。それと、施設サービスとしまして特養とか老健施設などがございまして、こういうサービスの提供を今後どういう形でしていくかという、充実を図っていくかということが今後の課題になろうかと考えております。今までも調整をしておりますが、町とも協議をしまして、原則として呉市の制度に統一していきたいと。ただし、下蒲刈町地域の介護サービス事業については、今後充実をさらに図っていかなければならないということで充実を努めるものとするということにさせていただきます。

先ほどの高齢者福祉のところでもお話ししましたように、福祉施設の整備を図る中で、そういう拠点づくりを図っていきたいと考えております。料金の方の違いはございますけれども、そういう提供できるサービスの充実を図っていきたいと考えているところでございます。

介護保険事業の具体的な状況につきましては、別冊の調書の15ページにその概要が書いてあります。中ほどでございますけれども、第1号被保険者の数ということでございます。それと、指定事業所というところで、下蒲刈町におきましては施設、居宅介護支援事業、訪問介護事業ということで、町が事業者として直営でやられる状況でございます。

呉市におきましては、社会福祉法人あるいは社会福祉協議会、あるいは民間の方へ委託しながらやっているのが現実でございます。今後どういったサービスの利用が必要かを把握する中で、事業者の導入を図りながら、介護サービスの提供をしていきたいと考えているところでございます。

それで、中ほどの介護保険料につきましては、右側の方へ継続協議となっておりますけれども、事業のやり方につきましては、呉市の制度に統一していくわけでございますけれども、料金につきましては、トータル的な料金のこともございますので、もう少し協議をしていきたいということで継続協議となっているものでございます。

いずれにしても、事業につきましては呉市に合わせて事業展開をしていきたいということでございます。以上で報告を終わります。

小笠原会長 ただいまの介護保険事業の取扱いについての説明に御質疑なり御意

見があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 大体もうずっと事務当局ですり合わせをしておりますので、まだまだ立ち入った細かい説明には至っておりませんが、大まかなところは今説明しましたとおりです。介護保険料の差はありますけど、むしろ介護保険サービスの中で在宅、施設両面にわたって、その中味・内容を充実させていく、上げていく方向でそろえさせていただくという考え方でございます。

それでは、本件につきまして委員の皆さんの御承認をいただけたものとして決定させていただいてよろしゅうございますか。

どうぞ。

中田委員 一つ一つ解決をしていくと、トータルで見たら出す方がどんどんふえていったり、各人の自己負担が随分上がる。当然これは今から下水道の問題やら種々の問題が出てくると思うんですね。それを一つ一つ採決をとられてこうなってしもうたときには、後の調整がつかなくなるんじゃないかなという気がするんで、トータルでそこのところは事務局に任せるとか、だから町長さんと市長さんの方でトータルで政治的にどう解決を図っていくのか。こう見てくると下蒲刈町の方はどれもこれも皆今まで安かったのが何か一緒になったら高くなるというふうな感じ、ニュアンスの感じを受けるわけですが、そこのところは最終的にどっちにしても住民負担はできるだけ少なくなり、サービスがよくなるということが一番望ましいことでございます。財政上のことを考えるとまたそうばかりいかんということも出てくるんじゃないかと思えますんで、そこらをもう一つ一つ、こう決まりましたというけじめをつけずに、トータルでひとつ町長さんと市長さん、また行政がトータルでできるだけ高負担のかからんような方向でやっていくということで、ひとつある程度含みを持っておいていただく方がこれから先の話がやりやすいんじゃないかと思えますので、お願いいたします。

小笠原会長 一つ一つ決めさせてはいただいておりますけども、今のように住民に負担がかかる問題ですから、保育料とか国民健康保険料とか介護保険料とか、そこは継続協議にさせていただいて、そのほかのことを決めていただいとるんで、最終的には上下水道事業の問題とかほかの町民負担の問題とセットで、税の問題もありますし、セットでいろいろ検討して、そして調整を図ってきたい。そのときに私と町長さんと、まず詳細に検討させていただいてお諮りをするというようなことに持っていきたいなと思っておりますので、そのとおり進めておるつもりでございます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 それでは、この点も今のように直接料金で負担に係る問題については継続協議ということで、制度自体は統一する方向で決めさせていただくというこ

とにいたしておりますので、それでは特に御異論もなければ決定をさせていただきます。

続きまして、協議第22号の保健・医療制度の取扱いについてを議題といたします。

これについて事務局から説明をお願いいたします。

佐々木事務局次長 はい、わかりました。協議事項の5ページ目をお願いしたいと思います。

保健・医療制度の取扱いという項目でございます。現状は、呉市は保健所政令市ということで単独で保健所を設置しているような保健サービスを実施しております。町におきましては、基本的には県の事務となっておりますけれども、保健福祉課が窓口となりまして呉の地域保健所と連携して事務を行っております。

それと、初期の救急医療につきましては、呉市は休日急患センターで行っておりますけれども、町におきましては町営の公立下蒲刈病院がございますので、そこで対応しております。

2次救急医療につきましては、呉市と同じような状況でございます。

医師会につきましては、呉市は呉市の医師会でございますけれども、町におきましては安芸地区の医師会に所属しているところでございます。

この保険料制度の中身につきましては、内容は保健サービスと医療サービスということで、保健サービスの中にはいろいろな相談業務あるいは健康増進、あるいは母子保健とか成人・老人保健あるいは精神保健、あるいは疾病予防、その他生活衛生に関することがございます。

それで、合併後はどうなるかということでございますけれども、基本的に保健制度につきましては、呉市には保健所がございますので、これを中心に県の地域保健所と連携をしながら、今後いろいろな保健サービスを実施するようになるかと考えております。

そこで、調整の案としましては、原則として呉市の制度を適用するというところでございますけれども、町が実施している制度の中で住民サービスにつながるものについては、合併まで調整をしまして制度の統一を図っていきたくて考えております。

それと、御存じのように町にはベット数が49床、診療科目が12あります公立下蒲刈病院がございます。この病院につきましては、基本的には呉市が引き継いでいくということでございます。

ただし、御存じのように病院につきましては、運営は大変厳しいものがございまして、今後とも運営形態等につきましては、もう少し両市町の長で、首長ベースで速やかに協議をしていくということにさせていただければと考えております。

いずれにしましても、安芸灘地域の保健・医療サービスの大切な拠点になっておりますので、その維持を図っていく必要があるかと考えておるところでございます。

それで、その保健・医療の中身につきましては、別冊の調書の18ページから25ページにかけてありますけれども、ほとんど呉の場合は保健所あるいは東西の保健センターで各相談業務から母子保健、成人保健、いろいろやっております。

町におきましても病院の2階に保健福祉課という窓口を置きまして、そこに保健

婦さんを常駐させて健康管理センターという国保事業での補助を受けながら続け、事業の展開を図っております。基本的に中身は同じようなことをしておりますので、今後合併に伴いましてこの組織の見直しを図りながら、今までと同じように、あるいは今まで以上に保健サービスが展開できるように図っていきたいと考えております。細かい中身につきましては見ていただければわかると思いますけれども、基本的に呉市の制度を適用したり、あるいは合併までに方法論も調整して統一を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、病院の病床につきましては、調書の25ページに内容はございます。呉市には直営のですね、公立病院はございませんけれども、下蒲刈につきましては国保病院の位置づけですね、公立下蒲刈病院がございます。診療科目、ベット数は49で診療科目は12ありまして、そのほか大地蔵地区に附属の診療所がございます。それと、はり・きゅう、鍼灸治療を行う場所も持っておられるという状況でございます。調整につきましては右側に方針がありますように、基本的には呉市が引き継いでいくと。ただし、先ほど言いましたように、運営状況につきましては、今後、また、継続協議していきたいと考えておるところでございます。

保健・医療に関しましては、以上の状況になっております。

以上で報告を終わらせていただきます。

小笠原会長 はい、どうも。ただいまの件につきまして、基本的なところはもう十分御理解いただいております。今やっておられます医療・保健のサービスを継続をしていくという考え方ですが、組織・形態等については継続協議ということでございます。

これについて何か御質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 それでは、本件につきましても委員の皆様方の御承認をいただいたものとして決定させていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして協議第23号環境事業の取扱いについてを議題といたします。事務局から説明を願ひます。

佐々木事務局次長 協議事項の6ページ目を開いていただきたいと思います。

協議第23号の環境事業の取扱いということでございます。

内容としましては、現在どうなってるかといいますと、呉市の場合は環境保全に関する多くの事項につきまして、政令市の指定を受けたり、あるいは御存知のように特例市の指定を受け、権限をもって環境保全行政全般に現在取り組んでいるところでございます。

そのほかごみ処理とか、し尿処理という問題がございまして、呉市の場合は

直営、あるいは一部業者委託でやっておりますけども、下蒲刈町におきましては隣の蒲刈町と安芸南部衛生組合を組織しております、この中で地元業者への業務委託により収集され、処理はそれぞれの町内にありますごみ処理施設あるいはし尿処理施設でもって処理をされておるのが現実でございます。

それで、斎場につきましては、下蒲刈町には町営の斎場が、火葬場が1つあります。今後、合併に伴いましてどうかといいますと、調整の方針でございますけども、一部事務組合の取扱いのところでも第2回協議会でも報告したとおりでございますけども、それを加味しまして、調整の方針としましては、原則として環境行政につきましては呉市の制度を適用していきたいと。ただし、安芸南部衛生組合で実施しております、し尿・ごみ処理の収集体制につきましては、現行のとおりとさせていただきたいと。そこへ「当分の間」とありますけども、一応現在隣の蒲刈町と合併の話をしておりますので、この合併が、蒲刈町の合併が進みますと、当然この組合は解散することになりますので、それまでは下蒲刈町の地位を受け、双方で協議して共同処理を引き続き行っていきたいと考えておるところでございます。

具体的なそれぞれ環境事業の中身につきましては、別紙調書の26ページから28ページにかけて中身がございます。26ページはごみ処理事業に関して、安芸南部衛生組合の状況、それから27ページにつきましては、し尿処理につきまして、同じように安芸南部衛生組合で処理事業しながら運営させていただいているところがございます。

そのほかの下蒲刈町じゃなくて呉市にあります合併浄化槽にかかわる補助金とか、あるいは環境美化に関するそれぞれの事業、あるいは生ごみ処理器の購入とか、太陽光発電のシステムを設置する場合の補助につきましては、当然合併に伴いまして、下蒲刈町におきましても同じような制度が適用されると考えているところがございます。

それと、調書28ページをお願いしたいと思います。

斎場の火葬場のところがございますけども、呉市は呉市で斎場があるわけがございますけれども、下蒲刈町には1炉で処理する火葬場があります。料金に違いがございますけども、上の調整方針にありますように、合併に伴いまして、料金につきましても、方法につきましても施設は呉市に引き継いでいく、その他につきましては呉市の制度に統一していきたいと、料金も呉市に合わせていきたいということでございます。

ただ、町におきましての料金が高い、低いにつきましては、これは霊柩車の貸し出しとかマイクロバスの貸し出し等があるの料金でございますので、呉市はそういうのはございません。今後は料金は一緒にしますけれども、霊柩車の貸し出し等につきましては、別途使用料等を定めて、利用を図っていきたいと考えているところでございます。

以上で環境事業につきましての概要と今後の調整の方針につきまして提案させていただきました。

以上で報告を終わります。

小笠原会長 ただいまの説明について御質問や御意見があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 この件につきましては、説明がありましたとおり、現状で進めていくということでございますので。

それでは、委員の皆様のお承認いただけたものとして決定させていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 ありがとうございます。さよう決定させていただきます。

最後に、前回からの継続協議案件であります協議第18号新市建設計画についてを議題といたします。

事務局から説明を願います。

佐々木事務局次長 協議事項の8ページをお願いしたいと思います。

前は呉市・下蒲刈町合併建設計画の素案を提案させていただいたところがございます。

今回は、まだ具体的な事業につきましては、現在下蒲刈町と呉市での協議をもとに県とも協議を進めているところがございます、具体的な事業につきましては、もう少し時間をいただきたいと考えているところがございます。

中身につきましては、県の事業をはじめ国庫補助事業あるいは県費補助事業あるいは市町の単独事業について、事業メニューを出す中で、継続事業もござい、あるいは新規事業もござい、現在、県の担当部と事前にすり合わせを行っているところがございます。いろんな施策の中で本当に合併後の下蒲刈町地域の振興につながる事業、あるいは新しい呉市の振興につながるメニューを選んでおりまして、その事業を盛り込んだものを、今後の協議会において合併建設計画として、具体的に事業メニューの入った素案を提案できますよう、今積極的に取り組んでおりますので、もう少し時間をいただけたらと思っております。今はそういう状況を説明させていただき、途中の状況を説明させていただくということで、これにつきましても引き続き協議をお願いしたいと考えているところがございます。

小笠原会長 ただいま説明いたしましたように、この新市建設計画については協議には入れさせていただきましたけれども、県と協議をしておるという経過報告にさせていただきたいというふうに思います。

したがって、本件につきましては、今後引き続き協議ということで御了解をいただきたいと思うわけです。

以上で協議事項を終わらせていただきます。

その他、何か御意見等がございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 特にならぬようございましたら、誠に恐縮でございますが、このたびは下蒲刈町の方に会場を移しての協議でございましたので、花浦委員より一言ごあいさつをいただければと思います。

花浦委員 本日はお忙しい中、皆様にお集まりいただき、また熱心に御協議いただきましてまことにありがとうございます。

今後本協議会で決定していかなければならない重要な項目がたくさんございますが、両市町の新しいまちづくりのために慎重かつ前向きな御協議をいただき、この地域にとって実りの多い結論を導いていただきますよう心からお願い申し上げます、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

小笠原会長 どうもありがとうございました。

皆様きょうは大変多くの項目につきまして、長時間にわたり熱心に御協議をいただきましてまことにありがとうございました。引き続き協議する事項については、最初にごあいさついたしましたように、誠心誠意これから協議し、取り組んでまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

さて、次の第4回協議会でございますが、事前にいろいろ御都合等も聞いて調整をいたしておりまして、6月21日金曜日、午前10時からビューポート呉において開催させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、これをもちまして第3回呉市・下蒲刈町合併協議会を閉会させていただきます。誠にありがとうございました。

午後2時45分 閉会

以上、第3回呉市・下蒲刈町合併協議会会議録の内容が正確であることを証明す

るためここに署名する。

呉市・下蒲刈町合併協議会会長 小笠原 臣 也

呉市・下蒲刈町合併協議会委員 荒 川 五 郎

呉市・下蒲刈町合併協議会委員 船 田 孝 敏

午後 2 時 4 5 分 閉 会

以上、第 3 回 呉市・下蒲刈町合併協議会会議録の内容が正確であることを証明す

るためここに署名する。

呉市・下蒲刈町合併協議会会長

呉市・下蒲刈町合併協議会委員

呉市・下蒲刈町合併協議会委員